仕様書番号：第　　４８　　号
作成年月日：令和８年１０月２１日

新発田宿舎空調電源改修等工事

工　事 名　称	新発田宿舎空調電源改修等工事	図　面	１／４
図　面 名　称	表　紙	縮　尺	―――

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊	令和８年１０月２１日

（許可なく複製を禁ずる。）

工　事　仕　様　書

１　工事件名：新発田宿舎空調電源改修等工事
２　工事場所：新潟県新発田市西宮内字赤沼1183　陸上自衛隊新発田宿舎　1号棟
３　工事期間：契約日から令和９年３月３１日（水）
４　一般事項：　本工事は本特記仕様書によるほか「防衛省整備計画局制定建築工事共通仕様書」による。（以下標準仕様書という。）
標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それら関係法令等（条例含む）に接触する場合には、関係法令等の遵守の規定を優先する。

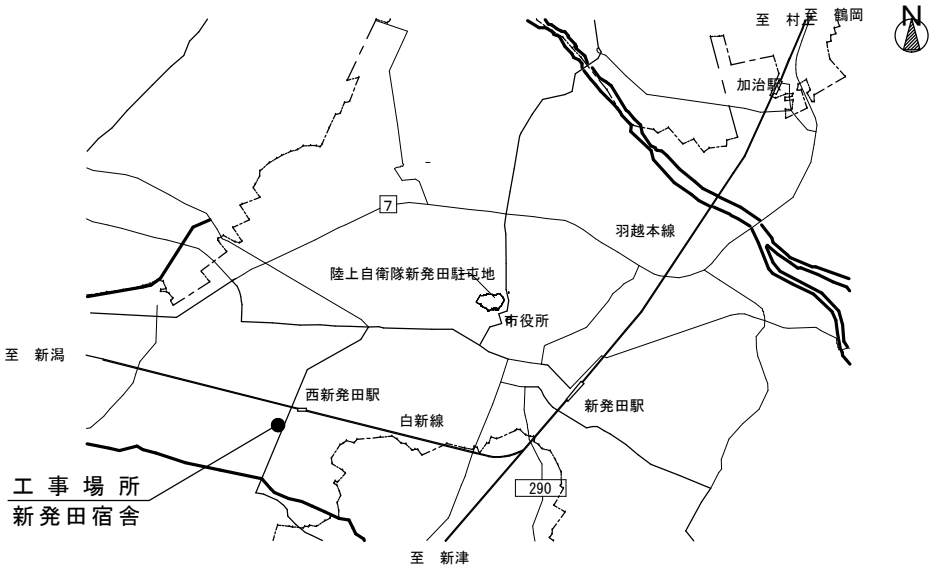
	一　般　共　通　事　項		
		項　　目	細　　部
共通事項	1	協　　議	・本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
	2	軽微な変更	・現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じたときは、監督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
	3	施工計画書及び施工図	・施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた総合施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。
	4	現場管理	・受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うこと。
	5	施工条件	・施工時間は、平日の０８１５～１７００までを基準とする。 ・土曜・休日・祝日に作業を計画する場合は、３日前までに申し出るものとする。
	6	施工中の安全確保	・工事実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。
	7	発　生　材	・受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）その他関係法令等を遵守して建築副産物の適正な処理をし、その結果をマニフェスト等（Ａ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票）の提出する他、再生資源の活用を図らなければならない。また、金属類の有価物発生材は、運搬及び処分できる大きさに切断し、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材調書を添えて引き渡すものとする。
	8	後片付け	・工事実施期間中は、工事現場の後片付け及び清掃を行い常に整理整頓に努めること。 ・宿舎敷地内等工事関係車両の通行ルートの安全対策は、請負者の責任において十分管理し、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等の飛散物による粉塵防止のため清掃を行うこと。
	9	環境への配慮	・『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷低減できる材料の選定に努める。
	10	材料の品質等	・使用する材料は、揮発性有機化合物の放射による健康への影響に配慮しかつ、石綿は含まないものとする。 使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。また、同等品を使用する場合は監督官の承諾を受けること。
	11	工事写真	・工事写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇所、主要な工事段階の工事状況・使用材料・その他監督官の指示するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、一部を提出するものとする。
	12	書類手続	・本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
	13	立　　入	・受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。 ・本工事において、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は官側により指示された書類を従事開始予定の３週間前までに提出の上、官側の承認を得た後に工事に従事させること。
	14	秘密厳守	・本工事実施によって知り得た内容を漏洩してはならない。 ・本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁ずる。

工事名	新発田宿舎空調電源改修等工事	図面番号	2／4
種　別	一般共通事項	縮　尺	―――
陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊			

（許可なく複製を禁ずる。）

５　特記事項

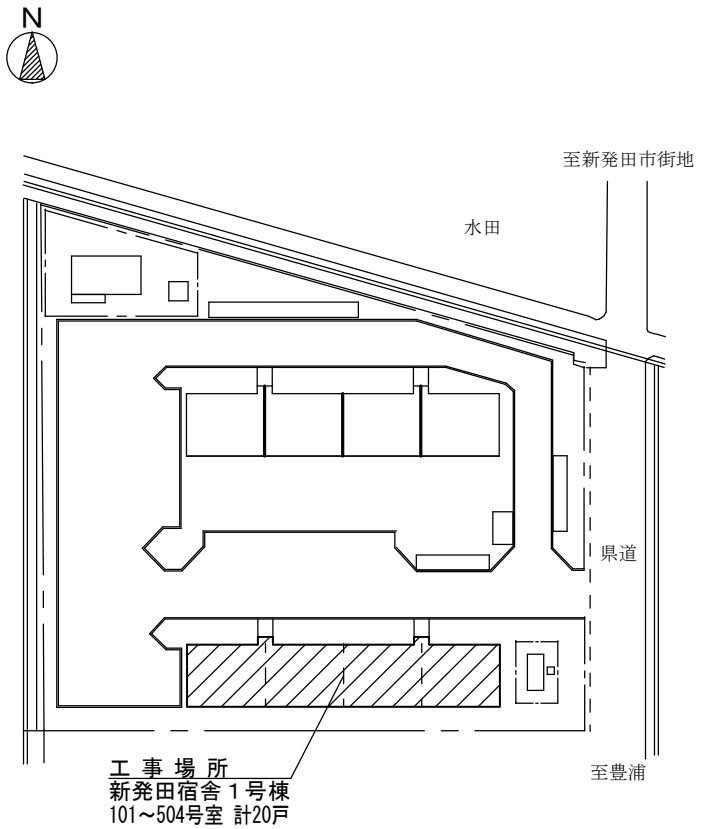
特記事項		
項目		細部
1	共通工事	・着工前の石綿含有調査を実施するにあたり、既存施設の設計図書等が必要な場合は、監督官に申し出ること。 ・着工の際は事前に現地の確認を実施し、図面等に記載なき事項であっても、本工事に必要となる事項及び技術上又は工事完了に必要となる事項については、監督官の指示に従い確実に実施する。 ・施工前後に官側立会いのもと通電試験を実施し、試験結果報告書等を監督官に提出すること。
2	仮設工事	・本工事が確実に完了した証明として、機能補償については、自然災害を除き工事完了後１箇年とする。 ・足場は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止
3	使用材料 （参考品番）	・既設機器の取外し及び改修に際しては、周囲に損傷を与えないよう十分注意して作業を行うこと。 ・漏電遮断器　２０個（各部屋１個） 規格：ELCB2P50AF/20A×1 ・コンセント　６０個（各部屋３個） 規格：２Ｐ１５Ａ・２０Ａ　アースターミナル付 ・腰高プレート（３コ用）　２０個（各部屋１個） ・コンセントボックス　６０個（各部屋３個） ・クーラースリーブ（Φ75　フタつき）　２０個（各部屋１個） ※クーラースリーブ取付に係るコア抜きは受注者が実施すること。 ・アンカーボルト(心棒打込み式　M10)　８０個(各部屋４個) ※アンカーボルト設置に係る下穴開け等は受注者が実施すること。 ・露出配線　EM-EEF2.0-3C(1種金属線ぴ)　96m 配線内訳：1部屋4.8m×20部屋＝96m ・天井隠蔽配線　EM-IE2.0mm　1,410m 配線内訳：1部屋23.5m×3本×20部屋＝1,410m ※天井隠蔽配線は既設埋込コンセントの電線管路から通線し既設分電盤に接続すること。 ・配線および電気機器の撤去・新設は平面図・展開図を基準とするも、参考値であり確定するものではないため、新設材料と工法等にあわせた資材数量を見積もること。
4	専門技術者等	・本工事は、本工事の内容に対して技能的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。 ・施工前に、電気工事士免状等を監督官に提示し確認を受ける。



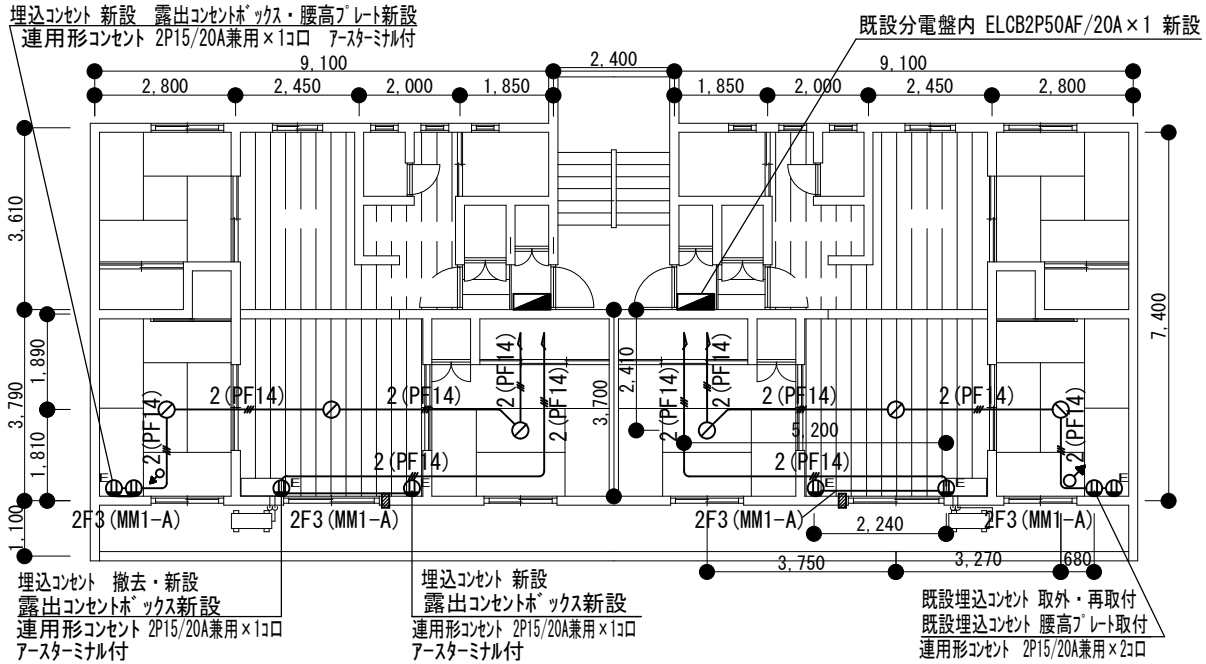
案内図　Ｓ＝１：４５，０００

工事名	新発田宿舎空調電源改修等工事	図面番号	３／４
種　別	特記事項・案内図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊			

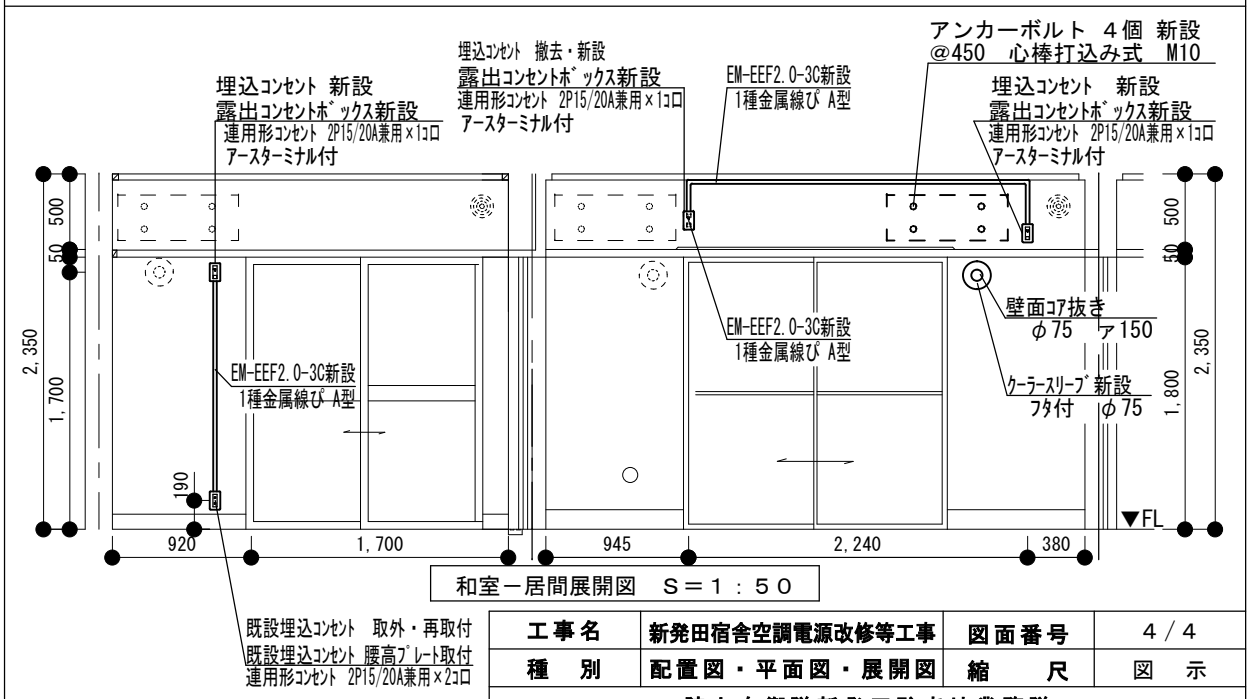
（許可なく複製を禁ずる。）



配置図　Ｓ＝１：１，０００



新発田宿舎１号棟平面図　Ｓ＝１：１５０



和室－居間展開図　Ｓ＝１：５０

※ 凡 例（平面図）		数量(1戸分)
▬◢	既設分電盤 盤内ELCB2P50AF/20A×1 新設　(改修)	一式
⊘	既設コンクリートボックス　(既設そのまま)	
◍	既設埋込ｺﾝｾﾝﾄ 2P15/20A兼用×2ｺﾛ 取外・再取付 腰高ﾌﾟﾚｰﾄ取付　(改修)	1個
◍E	埋込ｺﾝｾﾝﾄ 2P15/20A兼用×1ｺﾛ ｱｰｽﾀｰﾐﾅﾙ付 露出ｺﾝｾﾝﾄﾎﾞｯｸｽ　(新設・20個撤去)	3個
2(PF14)	EM-IE2.0×3本(既設合成樹脂可とう電線管内配線)(新設)	23.5m
2F3(MM1-A)	EM-EEF2.0-3C（1種金属線ぴ配線）　(新設)	4.8m

既設埋込ｺﾝｾﾝﾄ 取外・再取付
既設埋込ｺﾝｾﾝﾄ 腰高ﾌﾟﾚｰﾄ取付
連用形ｺﾝｾﾝﾄ 2P15/20A兼用×2ｺﾛ

工事名	新発田宿舎空調電源改修等工事	図面番号	4／4
種　別	配置図・平面図・展開図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊			

（許可なく複製を禁ずる。）